④　グッドウィル・グループ株式会社株券に係る巨額内部者取引事件

本件は、犯則嫌疑者が、グッドウィル・グループ株式会社が株式会社クリスタルを子会社化するため同社株式を買収する旨の重要事実について、グッドウィル・グループ株式会社の子会社である株式会社グッドウィル・エンジニアリングの代表取締役から伝達を受け、同事実の公表前にグッドウィル・グループ株式会社株券を代金合計10億8,673万円で買い付けたものである。

本件に係る買付金額及び利得金額は、ファンドによる内部者取引事件であるニッポン放送株券事件を別にすれば、個人による内部者取引事件としては、過去最大のものである。

本件は、上記②とは異なり、買収される側の会社の株券ではなく、買収する側の会社の株券に係るものであるが、同じく企業買収関連の内部者取引であり、関係者が多数に及ぶ企業買収が内部者取引を惹起するリスクが高いことを示すものである。

また、本件は、会社関係者から情報伝達を受けた第一次情報受領者による内部者取引である。最近、第一次情報受領者による内部者取引が多く見られるようになっているが、上場会社等においては、内部者取引防止のため、部内から違反行為者を出さないようにするだけでなく、重要事実を部外に漏らすことのないよう、情報管理を徹底する必要がある。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が証取法（第166条第３項等　情報受領者の禁止行為）に違反するとして、平成21年10月２日、東京地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年10月20日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、グッドウィル・グループ株式会社との間で業務委託契約等を締結していた株式会社グッドウィル・エンジニアリングの代表取締役から、同人が同契約の履行に関して知った、グッドウィル・グループ株式会社の業務執行を決定する機関が株式会社クリスタルを子会社化するため同社株式の67パーセントを取得することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けた者であるが、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表前である平成18年11月７日及び同月10日、グッドウィル・グループ株式会社の株券１万5,000株を、代金合計10億8,673万5,000円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

平成21年10月21日、犯則嫌疑者について公訴の提起が行われた。平成22年２月４日、東京地方裁判所は、本件は、まれに見る多額のインサイダー取引として、証券市場の公正性と健全性を損ない、一般投資家の証券市場に対する信頼を大きく傷つけたものであり、厳しい非難は免れず、被告人は、法人税法違反で懲役１年６月（３年間執行猶予）の判決を受けたにもかかわらず、執行猶予期間満了から半年も経過しないうちに本件犯行に及んでおり、経済ルールに関する遵法精神は相当希薄であると言わざるを得ないとして、懲役２年６月（実刑）、罰金500万円、追徴金15億3,180万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

⑤　ユニオンホールディングス株式会社株券に係る同社代表取締役らによる相場操縦事件⑴

本件は、上場会社ユニオンホールディングス株式会社の代表取締役であった犯則嫌疑者が、いわゆる「仕手筋」である他の犯則嫌疑者と共謀の上、同社の株価をつり上げるため、相場操縦を行ったものである。

同社を巡っては、下記⑧の不公正ファイナンスに係る偽計事件の告発も行っているが、上記①においても述べたように、証券監視委は、発行市場・流通市場全体に目を向けた包括的・機動的な市場監視に取り組んでいるところであり、本件告発もその一環をなすものである。

なお、本件については、大阪府警察本部と合同で調査・捜査を進めてきたものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件相場操縦が証取法（第159条第１項、第197条第２項等　相場操縦行為等の禁止、加重処罰規定）に違反するとして、平成21年11月５日、大阪府警と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年11月24日、犯則嫌疑者９名を大阪地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ、Ｇ、Ｈ及びＩは、共謀の上、財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス株式会社の株券について、その株価の高値形成を図ろうと企て、平成19年４月13日から同月26日までの間、10取引日にわたり、同株券の売買を誘引する目的をもって、Ｂほか複数名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値で買い上がるなどの方法により、同株券合計970万2,100株を買い付ける一方で、同株券合計815万9,200株を売り付ける一連の売買をし、さらに、下値買注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計159万500株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をするとともに、他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させるなど同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同期間中、上記10取引日にわたり、同株券合計463万6,800株について、複数の証券会社を介し、Ｂほか複数名義で売り付けると同時に別途買付けをし、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、その株価を154円から179円まで上昇させた上、同期間、上記10取引日にわたり、当該上昇させた株価により、同株券1,065万9,200株を売り付けたものである。

【告発後の経緯】

平成21年11月25日、犯則嫌疑者Ａ、Ｂ及びＣの３名について公訴の提起が行われ、大阪地方裁判所において、公判係属中である。

⑥　株式会社テレウェイヴ株券に係る内部者取引事件

本件は、犯則嫌疑者が、株式会社テレウェイヴの社員から、業績予想の下方修正という同社の業務等に関する重要事実を聞き、他の犯則嫌疑者と共謀の上、これら犯則嫌疑者の名義を使って、同社株券を信用取引で売り付けたという内部者取引事件である。

本件もまた、上記④と同様、第一次情報受領者による内部者取引事件であるが、第一次情報受領者である犯則嫌疑者から更に情報伝達を受けた他の２人の犯則嫌疑者についても、共謀関係が認められるということで、共同正犯として告発したものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が証取法（第166条第３項等　情報受領者の禁止行為）に違反するとして、平成21年11月26日、東京地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年12月15日、犯則嫌疑者３名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者Ａは、平成18年11月13日ころ、株式会社テレウェイヴ社員から、同人が自己の職務に関し知った、同社が新たに算出した平成18年４月１日から平成19年３月31日までの事業年度における同社が属する企業集団の売上高及び経常利益の予想値について、同社が平成18年５月29日に公表していた各予想値と比較して、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実の伝達を受けたもの、犯則嫌疑者Ｂ及びＣは、その知人であるが

第１　犯則嫌疑者Ａ及びＢは、共謀の上、上記重要事実の公表前に信用取引により株式会社テレウェイヴの株券を売り付け、その公表後に買い戻して利益を得ようと企て、いずれも法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表前である平成18年11月15日から同月20日までの間、証券会社を介し、Ｂ名義で、同株券387株を代金合計7,068万9,000円で売り付け

第２　犯則嫌疑者Ａ及びＣは、共謀の上、上記重要事実の公表前に信用取引により株式会社テレウェイヴ株券を売り付け、その公表後に買い戻して利益を得ようと企て、いずれも法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表前である同月17日、証券会社を介し、Ｃ名義で、同株券250株を代金合計4,485万円で売り付け

たものである。